

南房総市告示第113号

南房総市観光大使設置要綱

(設置)

第1条 市の文化、歴史、豊かな自然環境、特性を活かした地域ブランド及び観光情報を広く国内外に紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るため、南房総市観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、市に深い理解と認識を持ち、かつ、観光振興の推進に積極的な者及び市長が必要と認めた者のうちから選定し、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第3条 大使の任期は、設けないものとする。ただし、本人から辞退の申し出があった場合はその限りではない。

(任務)

第4条 大使の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広く国内外に市の魅力を紹介し、市のイメージアップを図ること。
- (2) 市の要請に基づき、イベントに参加すること。
- (3) 市のイメージアップ及び観光振興に資する提言を市に行うこと。

(報償等)

第5条 大使は、無報償とする。

2 大使としての円滑な任務遂行のため、次に掲げるものを提供し、又は支給することができる。

- (1) 旅費
- (2) 名刺
- (3) 市に関する情報紙及び資料並びに市の特産品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、商工観光部観光プロモーション課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。